

改正後

改正前

【平成〇〇年〇月〇日施行の法律第〇〇号「保証債務の譲渡に関する法律」の施行期日に関する経過措置として、平成〇〇年〇月〇日以前に明細書を作成した申告書に、この表を添付して提出することとする。】

| | | | | |
|-----------------------|---|-----------------|------------------|---------------------|
| 保証債務の明細 | 主たる債務者 | 住所又は所在地 | | 氏名又は名称 |
| | 債権者 | 住所又は所在地 | | 氏名又は名称 |
| 保証債務の内容 | 保証債務の種類 | 債務を担保した年月日 | 保証債務の種類 | 保証した債務の金額 円 |
| | 保証債務の履行に関する事項 | 保証債務を履行した年月日 | 保証債務を履行した金額 円 | 求償権の額 円 |
| | 求償権の行使に関する事項 | 求償権の行使不能となった年月日 | 求償権の行使不能額 円 | ④のうち既に支払を受けた金額 円 |
| 保証債務を履行するための譲渡した資産の明細 | 短期・長期の区分 | 短期・長期 | 短期・長期 | 短期・長期 |
| | 資産の所在地番 | | | |
| | 資産の種類 | | | |
| | 資産の利用状況 | 資産の数量 | m(株(口)・m) | n(株(口)・n) |
| | 譲渡先住所又は所在地 | | | |
| | 譲渡先氏名又は名称 | (職業) | (職業) | (職業) |
| | 譲渡した年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 |
| 譲渡資産を取得した時期 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | |
| 譲渡価額の総額 | 円 | 円 | 円 | |
| 譲渡所得(山林所得)のうちみなされる金額 | 求償権の行使不能額(上の⑥の金額) | 円 | 円 | 円 |
| | 各種所得の合計 | 円 | 円 | 円 |
| | 総所得金額(申告書B第一表の⑩の金額)(注1) | 円 | 円 | 円 |
| | 分離課税の短期譲渡所得の金額(申告書第三表の⑧の金額のうち、短期譲渡所得の金額) | 円 | 円 | 円 |
| | 分離課税の長期譲渡所得の金額(申告書第三表の⑨の金額のうち、長期譲渡所得の金額) | 円 | 円 | 円 |
| | 株式等に係る譲渡所得等の金額(申告書第三表の⑭及び⑮の金額) | 円 | 円 | 円 |
| | 山林所得金額(申告書第三表の⑯の金額) | 円 | 円 | 円 |
| | 退職所得金額(申告書第三表の⑰の金額) | 円 | 円 | 円 |
| | 合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰) | 円 | 円 | 円 |
| | 譲渡所得又は山林所得のうち、みなされる金額(⑩・⑪・⑫のうち低い金額又は⑩・⑪・⑫のうち低い金額) | 円 | 円 | 円 |

求償権が行使不能となった事情の説明

(新設)

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑨+(⑩+⑰)×㉔」の金額となります。
 2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
 3 「⑮」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上限に「⑮×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署(資産税担当)におたずねください。(資6-12-A4統一)